

共用部一時使用届

株式会社幕張テクノガーデン 御中

企業コード _____ (棟 階)
 企業名 _____
 責任者氏名 _____ (印)
 TEL: () _____ 【内線 _____】
 FAX: () _____

期 間	自：20 年 月 日 時 分 至：20 年 月 日 時 分 期限経過後の同条件再使用の希望 有 無 ※使用期間は最長1ヵ月といたします。 同条件で再使用を希望する場合は1ヵ月毎自動継続も可とします。但し、管理者(MTG)より撤去の指示があった場合はすみやかに撤去することといたします。
場 所	
目 的 内 容	
その他(設備の使用等)	1.事故の防止には細心の注意を払い、万全の措置の実施方お願いいたします。 2.汚損しないよう十分注意し、事後の清掃をお願いいたします。 3.その他、幕張テクノガーデン館内規則及び裏面の各項を遵守して下さい。

<館内広告(看板)等掲示物の設置規定>

景観の保全と調和の観点から館内の設置に配慮する。

- ・敷地より外に突き出して設置をしてはならない。
- ・蛍光色の使用や輝度の高い演出を避け、周辺との調和を考慮する。
- ・設置場所を集約するとともに、過剰にならないよう配慮する。
- ・歩行者の通行に支障とならないよう設置する。
- ・点滅するものは、設置してはならない。
- ・映像表示等の新しいメディアを利用した広告は、館内関係に限定するとともに、周囲との調和を考慮する。
- ・配線その他が通行に支障にならないこと。

使用料金の納付について

- ・使用料については掲示物一件につき一律月額1,000円を管理者(MTG)へ支払うこと。(前払い)
- ・共用部における使用電気料金は管理者が合理的に算出した月額金額を管理組合へ支払うこと。(前払い)
- ・設置に伴う工事は全て設置者負担とする。(特殊仕様の場合は協議による)

* ご提供頂いた個人情報には当該申込書の受付とそれに付随する目的にのみ利用いたします。

MTG使用欄

受 付	承 認	連 絡		共用部一時使用料 箇所 円/月
総務課	管理課	施設部	防災センター 駐車場管理室 施設管理室	共用部使用電気料金 円/月
				株式会社幕張テクノガーデン 千葉県美浜区中瀬一丁目3番地B棟1F TEL: 043-296-8111 FAX: 043-296-8112

《 遵 守 事 項 》

共用部分の使用にあたっては、「共用部分等使用規則」のほか、下記の事項を遵守してください。

1. 善管注意義務 使用者は、善良なる管理者の注意をもって当該部分を使用すること。
2. 使用料の支払 使用者は、申込書記載の使用料を、毎月所定の日（原則として前月の25日）までに支払わなければならない。
ただし、許可後に料金が改定されたときはその料金によるものとする。
3. 禁 止 事 項 次の事項は禁止します。
 - ① 定められた用途以外に使用すること。
 - ② 使用する権利を他人に譲渡したり、貸与すること。
 - ③ みだりに火気を使うなど、危険な行為をすること。
 - ④ 悪臭・騒音等を発生させ、近隣に迷惑をかけること。
 - ⑤ 共用部分等に設置されている備品等を毀損又は汚損すること。
 - ⑥ 公序良俗を害すること。
 - ⑦ 館内規則又は管理者が禁止する行為を行うこと。
4. 承認の取消 次の各項の1つに違反したときは、承認を取り消します。
 - ① 使用目的が申込書の記載と異なるとき。
 - ② 使用許可を受けた者以外の者が使用したとき。
 - ③ 定められた使用料を指定期日までに支払わなかったとき。
 - ④ 館内規則又は使用条件に違反したとき。
 - ⑤ 上記禁止事項に違反したとき。
 - ⑥ その他、管理者の指示に従わなかったとき。
5. 原 状 回 復 使用者は、次のときは直ちに当該使用部分を原状に復旧して明け渡さなければならない。
 - ① 使用期間が満了したとき。
 - ② 使用承認を取り消されたとき。
6. 損 害 賠 償 (1) 使用者は、故意又は過失により、当該共用部分等又は備品を毀損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(2) 管理者は、天変地異その他管理者の責に帰することのできない事由により使用者が受けた損害については、賠償の責は負わない。

以 上